

地方税の賦課徴収事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の概要

1 評価書の内容

(1) 評価書名 地方税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

(2) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

(3) 評価実施機関 静岡県

(4) 評価書の項目一覧

I 基本情報

- ・事務の名称 地方税の賦課徴収等に関する事務
- ・事務の内容

「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく、県税の賦課徴収に係る事務。

- ・対象人数 30万人以上
- ・使用するシステム

税務システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム国税連携システム（eLTAX）、自動車税 OSS（ワンストップサービス）システム

II 特定個人情報ファイルの概要

- ・特定個人情報ファイル名
賦課徴収等情報ファイル
- ・対象となる本人の数
100万人以上1000万人未満
- ・対象となる本人の範囲
県税の納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者
- ・保有開始日
平成28年1月1日
- ・特定個人情報ファイル記録項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- ・ 特定個人情報の入手

納税義務者から窓口で申告書等の提出を受ける際には、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。

- ・ 特定個人情報の使用

利用者 ID とパスワードにより職員の職責に応じたアクセス権限を設定することで、不正な利用を防止している。

- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事業者を選定する際、I SMS 認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、契約書において当県と同様の安全管理措置を義務付けている。

- ・ 特定個人情報の提供・移転

提供を行う者の名称等、必要な項目を記録し、提供にあたっては、紙媒体または暗号化されたネットワーク及び電子媒体以外は使用しないこととする。

- ・ 特定個人情報の保管・消去

生体認証等により入退室者の管理された施設のサーバーに保管し、外部からの不正アクセスはできない仕組みの構築等の技術的対策を行う。また、保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については復元できないよう完全に消去する。

Ⅳ その他のリスク対策

- ・ 情報セキュリティポリシーに基づき年 1 回情報セキュリティ対策自己点検を実施する。

- ・ 情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ監査を実施している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

■ 請求先：総務部法務文書課

■ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先：財務部税務課

Ⅵ 評価実施手続

基礎項目評価については、平成 26 年 1 月 1 日に実施済みであり、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

2 今後のスケジュール案

時期内容

- ・令和7年4月 特定個人情報保護評価書 パブリックコメントの実施
- ・令和7年5月 第三者点検の実施（静岡県個人情報保護審査会）
- ・令和7年6月 静岡県個人情報保護審査会からの答審
- ・令和7年6～7月 特定個人情報保護委員会への評価書提出
- ・令和7年7月 特定個人情報保護評価書の公表
(特定個人情報保護委員会ホームページ)